

## 「最終処分場を考える」

## 最終処分業者座談会



環境問題、廃棄物問題はマスコミ誌上でも盛んに取り上げられ、廃棄物に対する一般市民の関心は日増しに高まっています。『廃棄物処理法』の改正、政省令の施行により、今後産廃業界はどのような道のりを辿るのか。各地で起こる最終処分場建設反対運動、多発する不法投棄、処理コストの高騰などわれわれ産廃業者を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

そこで、最終処分業を営まれる当協会員の方々にお集りいただき、『最終処分場を考える』と題し産業廃棄物処理の現状と今後の展望について、大いに語つていただきました。

## 出席者

相木 邦昭／大府衛生(株)	加山 昌弘／加山興業(株)	宮川 辰夫／宮川興業(株)
今村 堅三／(株)シミズ	所 仁司／(株)アイギ	山本 金一／(株)山本建材
加藤 正人／(株)三栄組	中野 弘／(株)東伸サービス	宇津野清彦／広報編集委員長 安井 孝／専務理事(司会)

## 安全管理を常に念頭に置いて

——まず、ご出席の皆さんに運営していらっしゃる最終処分場の事業規模、また過去において起きた問題などをお話いただきたいと思います。



所 仁司／株アイギ

所 株式会社アイギは、昭和57年に埋立処分をはじめ、現在、安定型処分場を所有しています。当社が以前、最終処分場を開設するにあたり起こった問題についてお話をします。処分場を開設する当該土地の町内会は承諾

書を出していただいたのですが、一事業者が判を押してくれないことがありました。この処分場開設には行政もバックアップしていただき、県の指導に従って汚水処理施設もつけ、水質問題にも対策を講じたにも係らず判を押していただけない。最終的に県当局の熱心な説得があり、やっと承諾をもらったというエピソードがありました。

私は以前から安定型も汚水処理施設を設置するべきだと盛んに言っていたのですが、この事実をみても、管理運営の主要問題は汚水処理施設の充実化にあると痛感しました。いまでは順調に処分場運営を行っています。

もう一つの問題点は、県外から廃棄物を受け入れなければ経営が成り立っていないという状況になりつつあるということでしょうね。

相木 当社の事業内容は、一般廃棄物・産業廃棄物処理を主力として下水道、ビル、貯水槽等の清掃、土木関係の排水路の浚渫、道路清掃を行っています。

廃棄物処理における今後の問題として、有機性廃棄物が大きくクローズアップされてくると思い



相木 邦昭／大府衛生(株)

ます。また、下水道等の清掃において排出されるものも、昔は土砂として処理していたのが、法律が厳しくなるとともに産業廃棄物の汚でいとして処分しなければならなくなりました。一般残土や建設廃材についても、ついこの間まではどこでも処分できたのに、いまでは処分場の確保も難しくなってきたのが現状です。いま廃棄物が社会問題となっていますが、中間処理できるものはできるだけ処理し、埋立一辺倒で業を営むのではなく、焼却なら焼却処理をして埋立量の減量化を図らねばいけない時期にきていくと思います。

宮川 当社も安定型処分場には遮水シートをつけて、管理型同様の設備をするべきだと思います。安定型・管理型の両処分場を持ち、収集・運搬、中間処理、最終処分を行っていますが、最終処分場経営の問題点としては、埋立完了後に収益がなくなってしまうからも水がきれいになるまで管理する必要があることです。また、最終処分場は特定施設になっていますが、この土地に対する税金の問題、土地の償却ができないわけです。仮りに2億円で土地を買ったとしても、税金分を入れると10億円の利益を捻出しなければいけない。これは非常に経営の負担がかかる。もし、土地の償却を認めていただけるのならば、2億円の土地は2億円の利益を出せばよいわけです。土地があるがために、跡地の処理施設のために10億円をかけないと結果として2億円の処分場が使えないという状況。実際、自治体が第3セクター方式でおやりになった場合、恐らくいまの問題は経費として処理される



宮川 辰夫／宮川興業(株)

のではないでしょうか。このような現実のなかで、私どもは土地を開拓し、税金の対処をしながら経営をしていかなければならない。競争面、信用度においても県と争っても話にならないわけです。ここに大きな問題があると思います。少なくとも土地に対する所得を、回収費として償却も含めて損金扱いとして認めていただきたいですね。

——跡地問題も地元住民説得の大きなネックになっていますね。

今村 私は最終処分場の現場の監督管理の観点からお話をさせていただきます。当社は常滑市において足かけ6年、最終処分場を営んでいます。やはり最終処分場開設にあたり、一番のネックになるのが地元住民の説得です。昼夜、日曜に関係なく、住民の立場に立った説得を行い、お祭りや老人会などあらゆる行事に飛び込んで、いっしょに輪になってお願いしてきた結果がいまのシミズを作り立たせていると思います。現在、当処分場に持ち込まれる廃棄物の総量は本当に多く、いまは時間制限を導入し受け入れ量をとにかく抑える方向でやっている次第です。ですから現場サイドでは、中間処理が実は全くなされていないのではないか、という意見もあるほどです。できるだけ廃棄物を圧縮していただき、少しでも量を減らしてから持ち込んでいただけるよう皆さんのご協力ををお願いしているのが現状です。

また、大規模な最終処分場の開設もいま計画しており、同意まであと一歩の段階になっています。

加藤 当社は大手自動車メーカーのグループ5社から排出される廃棄物を、収集・運搬から最終処分まで手掛けております。処分場の中には焼却炉や中間処理施設も備え、処理を行っています。

当社の特徴は遮断型処分場といいまして、有害



加藤 正人／株)三栄組

物質関係の処理や固化ができるのですが、これも20年前から運営していますので、だんだん敷地がなくなってきており困っている次第です。

現在、新たにいまの1.5倍の処分場を建設し、需要に対処していく予定です。

中野 当社の場合、ガソリンスタンドの含有汚で処理をスタートにだんだん廃プラ等を取扱うようになり、いまに至っているわけです。現在、公害防止装置をつけた1時間1.5tの処理能力を持つ焼却炉8基を所有していますが、まだ事業として利益につながる段階ではなく、難しいところですね。ネックとなるのは能力面、本格的にやるのであれば1時間あたり20t～30tの規模でないと。しかし、能力があればなんでも焼却すればよいという考え方はもう古いと思います。

そんな中で当社が取り組んでいるのが、廃棄物を密封したものを一般管理しながら処理するというハーマシール工法です。最終処分場において一番大切なのが、地元住民が納得し安心していただける施設を持っていなければいけない、ということ。廃棄物を住民が見て納得していただける形にして、それをリサイクルしようというのがこの工法の特徴です。当社は処分場が豊富にあるわけではないので、少しでもリサイクルを行うよう心掛けてます。



中野 弘／株東伸サービス

山本 当社は建築材料の販売を主流に業を行っております。やはり増大する建設廃材をどう処理するのか、が悩みの種です。最終処分場は2カ所持っていますが、自社排出の廃棄物を取扱うだけ



今村 堅三／株シミズ



山本 金一／株山本建材

で運営しています。運営にあたっては、地域住民の皆さんとの同意がいただけるような施設づくりを常に心掛けています。

先日、建設廃材はいかに処理すべきか、を勉強しに関東の某所へ行つてきました。そこは500坪程の山の傾斜地を利用して建てられた建設廃材の完全処理プラントがあり、持ち込まれる建設廃材を特殊なクラッシャーを使用して全て砂状にし、それをコンクリートのリサイクル材料に活用するというものだったのです。びっくりしましたね。捨てるものがなにもないんです。しかし、私どもがこれを同じように導入しようとしても、現在の愛知県の建設廃材の処理単価ではとうてい採算が合わない。第3セクターの単価程度まで引き上げられれば、なんとか採算ベースに乗るのではないかと感じながら、残念な思いのまま帰つてきました。この処理単価の低さをなんとか改善しないといけないです。

加山 当社は安定型、管理型ともに処分場を持っていますが、ほぼ埋立終了している段階です。一昨年あたりから中間処理に取り組んでまいりました。

ところで、先程も所さんがおっしゃられたように、県外の廃棄物を受け入れないと経営が成り立たなくなる、という問題がありますね。なぜ、隣りの静岡県から廃棄物を持ってくるのか、という話になると結論として、愛知県の最終処分費が安すぎるからだと答えざるをえない。愛知県の中間処理のコストが合わないのも最終処分費の低単価



加山 昌弘／加山興業株

が影響している。建設廃材のお話も出ましたが、一体どうしてこのような状況になってしまったのか、今後皆さんといっしょに検討していく大きな課題だと思います。

当社も40年間、最終処分場を営んできましたが、本当の話、今までの処理方法、価格体系を考えみるとどこの処分場も安心してそこで寝られるようなレベルの最終処分場はひとつもないのではないか、と。まだまだ発展途上の業界です。だから、もっともっと最終処分場の真の在り方を考えいかねばならないな、というのが私の実感です。

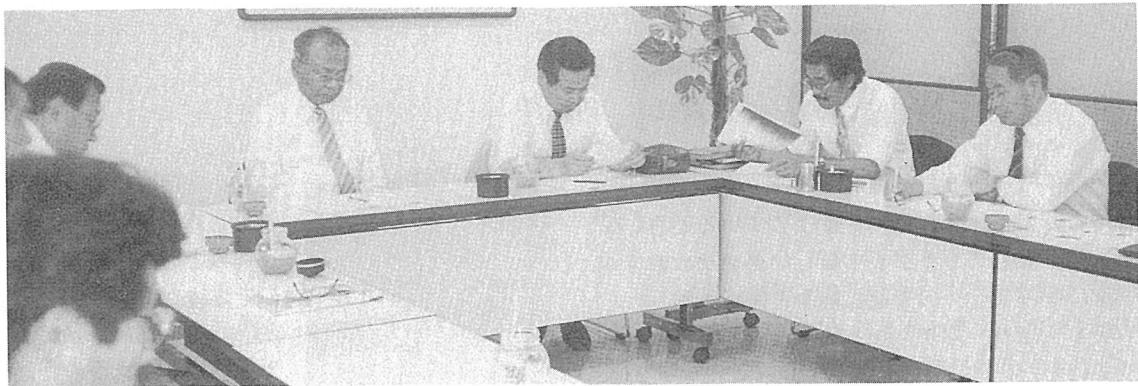
——みなさん、どうもありがとうございました。では、次に昨年暮れ頃から三河地区において不適正処理事件が頻発したわけですが、この原因は一体どこにあると思われますか。また、その防止策についてご意見をお聞かせください。

宮川 私はまず罰則が甘いと思いますね。罰金を払えば事は済むという体制に問題がある。いったん罰則を受けた業者は、最終的に破産宣告をして逃げてしまえばよい、という考え方を持っているのではないか。また、法律や政省令にも問題があると思います。同意さえ取れれば、廃棄物に対する知識もなければ、埋立に関する技術もない者にも許可を与えててしまうことですね。同意のデメリットがここに如実に出ています。さらに、処理料金さえ安ければよい、という排出事業所側の姿勢にも問題があると思います。

これくらいは絶対に必要だ、という処理コストの統一した認識がなく、水処理費や埋立処分費、土地代プラス運搬費等の料金ガイドラインを至急設定すべきだと思います。処理料金が安い＝悪いということに気がつかないといけない。そして、マスコミも廃棄物、産廃に対する理解をもってほ



宇津野清彦／広報編集委員長



しい。きちんと運営している最終処分場業者のこととも報道してほしい。不法投棄ばかり取り上げることは、これも最終処分場不足につながる一因だと思います。

結局のところ、これは最終処分業者だけでなくむしろ周辺の対応が甘かったから起こった事件ではないでしょうか。

加山 この問題は、廃棄物を併わせ産廃という形で処理を受け入れたところにあると私は思います。例えば第3セクターの南5区の場合、中空の状態でなく15cm以下で搬入しないと処理ができないとなっています。われわれ最終処分場を営んでいる業者が、それを基本に守っていく場合、当然相応のコストがかかるわけです。しかし、その費用をいただけないのであれば、これはもう適正な処理は難しい、と。どうせ埋めるのだからいいじゃないか、儲かればそれでいい、ということになりかねない。今回の事件はこの認識が起こしたとも言えると思います。やはり抜本的に適正処理の方向づけをしていくことが大切でしょうね。

最終処分場の開設も同意さえ取れればよい、という形で物事が進んでいるわけですが、行政の対応、保健所の対応が法律とはそういうものだという認識があるような気がします。ですから、われわれ協会がこういう形はどうですか、という案や指針等を県や同業者に示していくことも考えてみてもいいのではないか。もちろん、排出事業者も取り込んだ上で、企業の処理責任を明確化しながら最終処分業を営んでいく方向性をつくっていくことを熟慮しながらですが。

——今回のように不祥事件が起きますと、地元住民の理解、協力が得られにくくなってしまいます。ですから、協会もこの問題を十二分に認識し対応していく必要がありますね。

所 私は行政の指導にも問題があると思います。まずは、法令にないことを業者に要求していることです。住民の承諾書を取り、運搬道路周辺住民の承諾書を取り等、そんなことは行政がどっしきかまえて、責任を取りますから安心してください、というくらいの指導力を持ってほしいと思います。最終処分場なんかできるはずです。また、厚生省の処分場に対する考え方『迷惑施設』という考え方があるのではないでしょうか。行政がいまいといった考え方から脱却しない限り、いつまでたっても『安かろう、悪かろう』という悪循環が起こると思います。

利用できる土地に廃棄物を埋め、その土地そのものを再利用できるようにするのが最終処分業だと考えています。

ですから、悪い業者は罰則を強化して、どんどん切っていけばよい。そのあたりを行政にしっかりと認識していただきたいですね。

——昨年、愛知県が出した産業廃棄物指導要綱の中に事前協議制が新たに設けられています。市町村の意見を事前に聴取し、その上で県が開設の是非 安井 孝／専務理事(司会)



を判断するという制度が出てきました。県の指導自体も非常に地元の意向を重視していると思います。業界としてもますます新しい処分場の確保が困難になっていくのではないかと思います。

所 やはり、県がもっと強く指導的な立場に立っていただければ地元の説得は必ずできる。われわれはけっして悪いことをしているわけではない、むしろ跡地を有効利用しているわけです。

——その通りですね。

中野 ある業者さんの話なんですが、処分場を確保しようとお願いをして回り、ある住民から良い感触を得たんですが、それから3日経ても判を押していただけない。それは何故か。廃棄物の廃の字も知らない人たちによって入れ知恵をされたからなんです。1人でも判を押さなければ許可が得られないということを教えて、住民をあおる。これが現状だと思います。こんな事がものすごく多いですよ。

当社の場合だと、隣地で毎日黒い煙を上げている業者がいます。雨が降れば煙が上がる、夜になれば煙が上がる。昼間にドッサリ廃棄物を積んでおき、朝には灰になっている。道路の傍らで焼却するのでとてもかなわない。地元では大騒ぎをしているがちっとも意に介さない。注意してもやる人はやるんだ。保健所が注意喚起しても、関知せずという態度だ。



徹底して指導してもらわないと、真剣に前向きに取り組んでいる業者にしてみるとやりきれない。町に対してもかなり苦情がきているらしいが、なかなか解決しない。



加山 いま中野さんがおっしゃられたような事はいっぱいあるんです。例えば建設廃材であれば、200坪～300坪の土地に穴をあけて、そこになんの処理もせずにそのまま捨てる業者がいる。やはり、建設廃材の最終処分場で

処分をしなければ、全体のバランスが取れない。このような不法投棄の防止には、当協会で公害防止パトロールを組織し、情報が入りしだいパトロールに出るという業界の自浄防衛活動が必要だと思いますね。

#### 廃棄物処理業者による廃棄物処理団地の開設を

——続きまして、第3セクターの開設とその影響について議論していただきたいと思います。この4月から南5区が本格的に受け入れを開始したわけですが、予測よりも低調であるとのこと。その影響の程はいかがでしょうか。

宮川 当社でははっきりと影響が出ています。有機汚でいは南5区で取っていただけますのでよいのですが、無機汚でい、焼却灰等は影響がありました。1m<sup>3</sup>6000円くらいの埋立処分料でやられたのでは私どもとしてはいい仕事ができない。また、県と信用度を比較されたら、同じ処理条件でも県の方へ行ってしまう。PPPの原則があるので排出企業も当然最終処分の責任があるわけです。これでは若干料金が高くて県の方に行くと思う。県がおやりになると、たとえ4000円でも5000円でも処理はできるはず。最終的な仕上げ土地を坪当たり10万円で仕上げて買い上げるか、20万円にするかが違ってくるだけで調整はできるのですから。私どもが埋立て終了した土地を、廃棄物を投棄していない土地と同じ条件でもし売ったとしたら、詐欺で逮捕されてしまいます。

最終処分業者としては非常に危機感を感じています。現実に県と太刀打ちしてやっていくわけにはいきません。倒産の危機もあると思う。収集・運搬業者の方に対しても、排出企業に対して主導権を握っていたのが、今度はまったく逆になっている。これから収集・運搬料金を下げてほしいといわれても拒否できなくなるのではないか。結局、自治体関与の処分場がこのような形で運営されていますと、我々は倒産の危険が増大するとともに経営悪化につながり、いい処理ができなくなる。跡地管理も含めて、果たしてやっていけるのか不安ですね。



——現実にそうなっていくでしょうか。

一同 なりますね。

宮川 現実にもし南5区がこのまま受け入れ量が低調だった場合、料金の見直しもあるのではないか。10年間で埋立を完了するという大原則があるのですから。豊田加茂の場合はそうではないと思いますが。また、平成8年には衣浦が受け入れを開始します。これは南5区よりも大きい。それから東三河でも用地を確保して準備している等、状況は厳しいと思います。



われわれはまがりなりにも廃掃法が施行されてから20年間、大半の産業廃棄物の最終処分を行ってきました。この実績をどう評価していただけるのでしょうか。最終処分場業者の市場が大々的に

県にとって変わられるわけです。これは大変な影響であると言わざるを得ません。

所 先日、民間企業に対する県の説明会があり、そこで県内の方面ごとに第3セクター方式を採用し万全を期したい、という発言がありました。

その時に、これが県の真意なんだな、と思いました。ですから、われわれが他県から廃棄物を受け入れても仕方がない。おそらく、そうなっていくと思いますね。

宮川 所さんのおっしゃられる通りだと思います。いま県が計画している管理型処分場の全てが稼働した場合、全体で2000万m<sup>3</sup>にもなる。われわれの処分場を全て合わせても、これでは話にならない程規模が大きいわけです。



山本 確かに一理ありますね。

中野 料金体系を押さえられてしまったという事が大きいですね。上限が決まったようなものです。

所 法律の主旨からいきますと、結局もう民間企業ではそう大したことができないだろうから、行政が肩がわりしましょう、ということで出てきたのがこの第3セクターです。もちろん、愛知だけの話ではありませんが。この事態に協会がどう対応していくのか、ということに真剣に取り組まないと取り残されてしまいます。

相木 方向としては、この協会の会員が入っていく、例えば神戸のように廃棄物処理業者ばかり集まった共同有地をつくり、そこで中間処理や最終処分のできる処理団地を開設したケース等をもっと勉強していく必要があると思います。

——そうですね。それが廃棄物処理法の改正とタイミングアップして制定された産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律にも関係してくると思います。いわゆる業界の振興策としての新しい指針ですね。これについてご意見は…。

相木 この特定施設の整備の促進に関する法律ですが、用地は当然工業地域でないとできない。われわれ業者がこの用地を確保しようと思っても無理ではないか。ですから、実現のためにも県に積極的にバックアップしていただきたいですね。

宮川 この法律は、最終処分場をメインに、中間処理施設、集会場や体育館、道路へのアクセスさらに公園等を完備した廃棄物団地を各県に設置しなさいと奨励する法律ですよね。受け入れる市町村も大変メリットがある、と。しかし、業者レベルでは到底実現することは無理です。

われわれ業者を育成していくこうということについての補足がないのが残念です。例えば、この廃棄物処理団地の受け入れ窓口を、今まで中間処理、最終処分に携わってきた人たちに限定していただき直納権を持たせてほしいですね。われわれがもし最終処分の仕事がなくなってしまっても、その直納権で生き残りが図れるように。実績を重んじていただきたい。業者として、協会として、そのあたりのことを申し入れていただけるとありがたいな、と思います。

加山 産業を動脈と静脈に分けた場合、動脈産業側には事業法がありますが、われわれ静脈産業側にはいわば持ち込み権に変わる事業法がないわけです。これを確立していかないと生き残りが图れなくなるのではないかと思う。

この協会ができる時に皆さんに期待されたのは、協会に廃棄物を持ち込めば処理ができる、ということだと思います。例えば、中間処理は協会が名古屋市内に施設を設置できれば、そこで破碎、焼却したものについては県の処分場に入れることができ

できるわけです。その意味での共業化が必要ではないか。私の入っている青年部会でもそうですが、方向性を持った協会が望まれています。いまやるとしたら、中間処理場しかない。採算性の問題がありますが。

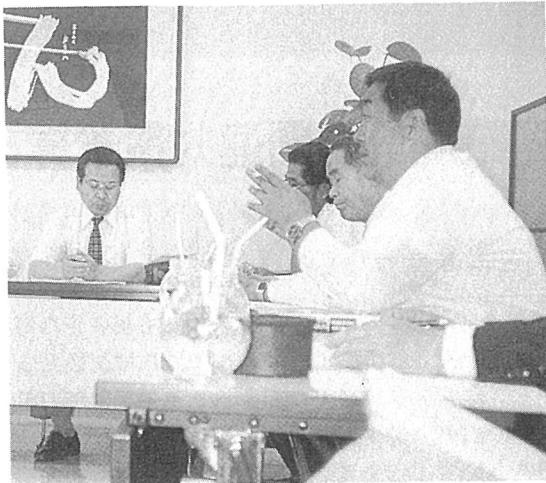
中野 採算が合わないからといって、できませんでしたもう通らないところにきていると思います。私はこの愛知県はまだ余裕があると感じますね。長野県の場合ですが、土地を確保し、地元住民も承諾、その下の住民にも承諾をいただき処分場建設に取りかかった時、三つ下の住民が建設拒否を行い建設は暗礁に乗り上げてしまったことがあります。なにがいけないのかというと、一滴も水を流さない処分場にしてくれという要望が出たからです。結局、出てくる排水を全て焼却し蒸発させるという契約で進んでいます。

不法投棄をしている業者も自由にやれるという状況の愛知県はまだ条件が良すぎるかもしれませんね。

相木 県の融資の問題ですが、資金面でみていくと今度の場合、該当する企業がないのではないかでしょうか。第3セクターだと何百億円の処分場ができる、民間企業がつくると3000万円まで。もう少し考慮していただきたいのですが。形式的な融資ではなく、実際に処分場を開設できるような援助をお願いしたいですね。

——では今後の産廃のあり方についてのご意見をお聞かせください。

宮川 先程、加山さんがおっしゃられたように、共業化というのが一時的な過渡期として必要だろうし、うまくいけばそれを伸ばすことが大切だと思います。そして、その中に行政をどのように取り込んでいくか。やはり、われわれが一致団結して協力を乞うしかないと思います。



加山 それしかないと思います。宮川さんが心配されているような、県がなにもかも行ってしまう方向は阻止する意味も含めて是非とも共業化の流れをつくっていきたいですね。小さな業者でも集まればある程度のことはできるはずです。

中野 この協会が組織をいかに強化してがんばっていけるか、に将来がかかっていると思います。このまま手をこまねいているだけでは、先行き暗いだけですからね。

山本 このままでは協会としての意味がなくなっていくような気がする。企業活動である以上、利益を上げないといけない。協会員の力でひとつやってみよう、と。みんなで資金を出し合って協会員が入れる施設をつくりたい。

——最後になりましたが、総括してひとことずつどうぞ。

加山 産廃を最終処分場だけにとらわれるのでなく、研究事業にもトライしていき、いろいろな意味で共業を行っていきたいですね。

山本 せっかく協会があるのですから、目的を持って、それを達成される共同事業としてこの協会を考え、行政と手を取り合いながら進んでいきたい。

中野 業界が生き残るために、前向きにみんなで業に取り組むしかないと思います。業界そのものが力を持つことも先決ですね。

宇津野 産業廃棄物の適正処理に向けて、協会の協調性を高めていければ、と思います。

所 もう一度協会の組織を見直し強化してほしい。とくに適正処理委員会の組織を拡大強化する方向に持っていくべきだと思います。

相木 産廃も種類をしっかり選択し収集できる体制に持っていく、最終処分するものを少しでも減らしていきたい。協会員が互いに協力し合っていける方向に進んでいきたいですね。

宮川 優良業者の表彰化を図り県の援助が受けやすくすること、最終処分場に対する税法改正を働きかけていくこと、県関与の処理施設受け入れには直納業者をつぶっていただくことを達成したいですね。協会としては、いろいろな専門委員会を設置していただきたいと思います。

今村 不法投棄の問題について、協会の指導・監視を強化していただけたらと思います。

加藤 20年間時流に乗って業を営んできたわけですが、現在は業界が曲がり角にきてていると思います。これからは生き残りの時代、廃棄物処理一本で生きていくのか、リサイクルで生きていくのか。協会を通して情報交換をしながら、独自のノウハウを結集し実力で勝負していくしかないでしょうね。

——どうもありがとうございました。皆さんのお話を聞いていると業界が変革期にきているという危機感がひしひしと感じられました。協会も皆さんのお役に立てるよう、ともに歩んでいきたいと思います。廃棄物処理業は公共性の強い仕事です。今後ともいっそうがんばっていただきたいと思います。本日は長時間どうもありがとうございました。